

久米島町公共施設等包括管理業務に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和4年2月4日
久米島町企画財政課

1 はじめに

本町は平成14年4月1日に島にあった二つの村（具志川村、仲里村）が合併して誕生した町です。行政区面積は63.65 km²で、久米島本島、奥武島、オーハ島の有人島と鳥島、硫黄鳥島の無人島で構成されています。人口7579人、気候は1年のほとんどが亜熱帯気候であり、産業構成はさとうきびを中心に肉用牛、野菜、花き、海ブドウ、もずく、クルマエビを主要産業としています。

公共施設等の数は136施設と多く、合併以前2つの村で構成されていたこともあり、類似機能施設も多いのが現状です。

本町は適切な財政運営を図るため、住民サービス維持または向上を前提とした公共施設等の包括管理を行い、公共施設等の健全な管理を実施するため、本調査をすることとしました。

2 調査の目的

本調査では、民間事業者等の皆様との「対話」を通じて公共施設等の包括管理委託の実施に向けた公募条件を整理し、今後の事業推進に向け参考とすることを目的としています。

3 対象施設

仕様書案の別紙1施設一覧をご参照ください。

4 スケジュール

サウンディング1回目	
実施要領の公表	令和4年2月7日
対話期間	令和4年2月7日から 令和4年2月28日まで
対話概要・検討結果の公表	令和4年3月末頃
検討結果が事業見送りの場合、一旦終了	
検討結果が事業実施の場合	
優先交渉権者を決定する公募型プロポーザルの実施	令和4年5月中旬頃公募 令和4年6月初旬頃プロポーザル実施 令和4年7月頃から令和5年開始に向けて仕様等の調整
公共施設包括管理システム導入にかかる公募型プロポーザルの実施	令和4年5月中旬頃公募 令和4年6月初旬頃プロポーザル実施 令和4年7月頃からデータ設定・移行等の実施

5 対話

(1) 対話の対象者

公共施設等の包括管理のご提案に意欲のある法人又は法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 参加申込書提出時点で、沖縄県または本町から指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団排除条例等に該当する者
- オ 町税等を滞納している者
- カ 法人税ならびに消費税及び地方消費税を滞納している者

(2) エントリーならびに意見募集

別添エントリーシートと同様式内の意見募集項目についてご記入のうえ、必要な添付書類（お見積書）をつけて電子メールにてご回答ください。（送り先は「7 問い合わせ先」を参照）

(3) 対話実施期間

令和 4 年 2 月 7 日から令和 4 年 2 月 28 日まで

(4) 対話概要ならびに検討結果の公表

令和 4 年 3 月末頃、町ホームページにて公表

6 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

対話への参加実績は、本事業の公募においてなんら制約及び優位性を与えるものではありません。

(2) 費用負担

対話へ参加に要する費用は参加事業者負担とします。

(3) 実施要領等に対する質問

ご不明点等ありましたら「7 問い合わせ先」までご連絡ください。

(4) 追加対話への協力

本対話終了後も必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力よろしくお願ひします。

7 問い合わせ先

住所 〒901-3193

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2 8 7 0

担当 企画財政課 仲宗根

電話 098-985-7122

Mail kizai@town.kumejima.lg.jp